

会計倫理への一考察 —会計監査のケーススタディと線引き法—

*¹原田 保秀・*²吉岡 一郎・*³松脇 昌美

(平成18年 3 月31日 提出)

会計倫理は、生命倫理、情報倫理、環境倫理、工学倫理等と同様、それぞれの領域における倫理的問題に対処可能な倫理を学問の対象とした応用倫理の一分野である。会計倫理の問題は、会計に携わる者（企業の経営者や経理担当者、会計士等の会計専門職等）の日常の活動の様々な場面において発生する。

会計倫理の問題を考えるに当たっては、社会に大きな影響を及ぼすような会計倫理の問題が生じてはじめてそれに対処し、再発を防止しようとするいわば対症療法的な観点も有効であるが、そうした問題が発生しないように事前の対応を重視するいわば予防医学的なもの、すなわち予防倫理（Preventive Ethics）の観点が必要となる。会計問題の発生前に適切な倫理的判断や意思決定を導く訓練が徹底されれば、会計に携わる者は現実社会においても倫理的に行動しうるのである。

さて、一般的に倫理問題には、それぞれ異なった利点を持つ複数の選択肢が存在することが多く、唯一絶対的に正しいと考えられる選択肢が存在することはあまりない。ただし、正しい選択肢が1つでないにしても、どの選択肢でも倫理的に認められるというわけではない。また明らかに間違った選択肢あるいは許容できない選択肢も存在する。そして、許容しうる複数の選択肢に対して優劣をつけることも可能である。こうした倫理問題の性質をとらえ、会計に携わる者の倫理的意思決定能力を向上させる方法の一つに「線引き法（Line Drawing Method）」という手法がある。本稿では、会計倫理の有効な教育手法として、ケーススタディ（仮想事例）およびそれに対する線引き法の適用を提案する。

なお、本稿は、2005年11月6日に日本監査研究学会第28回全国大会において発表した報告をもとに加筆修正を加えたものである。

キーワード：会計倫理・線引き法・ケーススタディ・仮想事例・合意の形成

I. はじめに

社会に対して大きな衝撃を与えるような会計不祥事が生じた場合、その反省を踏まえて法的な規制はもとより、各種団体の制度面での規制の強化が図られる。例えば、近年の国内外で多発した会計不祥事を受けて、国内では公認会計士法が改訂され、さらには「事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ」を導入した監査基準、中間監

査基準、監査に関する品質管理基準が相次いで公表されている。また、国外に目を向けると国際会計士連盟が「職業会計士の倫理規程の改訂案」（セクション290独立性－保証業務）を公表している。

確かに、こうした反省を踏まえての制度面の強化は会計不祥事を抑制するという意味で重要であるのはまちがいないが、問題が生じてから対処す

ることになり、対応が後手に回らざるを得ない。ライブドア事件では、最終的には法律違反ということが決め手となったが、その根底に「法律に反していなければ何をしてもよい」という経営者・企業側の倫理意識の欠如があったのは間違いない。また新監査基準の前文にも示されているように、現実の企業における財務諸表の重要な虚偽の表示は、経営者レベルでの不正や、事業経営の状況を糊塗することを目的とした会計方針の適用等に関する経営者の関与等から生ずる可能性が高い¹⁾。

したがって、会計不祥事が生じた後に対処する方法を考えるというエンドオブパイプ的な発想だけではなく、そうした問題が生じないように予防するという発想が必要であると思われる。そして、その予防策こそが会計に携わるすべての者に対する倫理意識の向上であると我々は考える（こうしたアプローチの方法を予防倫理（Preventive Ethics）という²⁾）。

そもそも社会に大きな衝撃を与える会計不祥事は倫理問題の氷山の一角であって、会計に携わっている者（企業の経営者や経理担当者、会計士等の専門職等）は日常の活動のあらゆる場面で倫理に関わる問題に直面し、意思決定を迫られている。そしてこのことは、社会に大きな衝撃を与える会計不祥事が日常の社会的にはほとんど知覚されていない非倫理的な意思決定の積み重なるの結果、起るべくして起った問題であるということの意味している。ここに、日常における非倫理的な意思決定をいかに抑制し、倫理的な意思決定ができるかという倫理意識の向上のための会計倫理教育の重要性があるといえる。

また、会計倫理を取り扱う際には、どうしても専門職である会計士の倫理が大きく取り扱われがちであるが、会計倫理は、会計に携わっている者、そして学生のような将来会計に何らかの形で携わる可能性のある者の倫理意識の向上の問題である

と我々は考えている。

倫理意識というのは誰もがその育った環境のなかで内在されていく。しかし、このことと実際に倫理問題に直面したときに倫理的な判断ができるということは別問題である。問題に直面したときに倫理的な意思決定を採るためには、日頃のトレーニングが重要であり、それこそが会計倫理教育の主眼である。そして、本稿で提案するケーススタディ（仮想事例）における「線引き法」の適用はまさにこの会計倫理トレーニングの有効な一つの手法である。

II. 倫理的意決定のための線引き法

1. 事実関係上の争点（factual issue）

倫理問題と捉えられているような問題は、実は事実認識に問題点を抱えているために生じる「事実的問題」、使用する言葉に概念上の不一致が生じているために生じる「概念的問題」、そして「事実的問題」と「概念的問題」について合意が形成された後にも解決されないいわば真の「倫理問題」の3つのレベルに分類されると考えられる。

会計に携わる者が倫理的に問題と考えられるような局面に接した場合、まず第1に「関連事実」（relevant fact）を正確に把握することが不可欠である。人々の間では常に関連事実についての捉え方が一致するとは限らない。なぜならほとんどの問題には、人々が捉えている事実の質や量の違い、人々自身の性格の違い等を原因とする「ある特定の事実が存在する（した）のか否か」というような不一致が存在しているからである。ここに「事実的問題」、換言するならば「事実関係上の争点」が生じる。倫理問題と思っていた事柄が、その真の原因が倫理問題ではなく、単なる関連事実についての不一致であった場合、関連事実を調査・整理するだけでこのようなレベルの問題は解消す

る。

当然のことながら、特に事実の解釈の問題が入ってくると、すべての者が同意するような事実や真実に到達することは容易ではないことが想像できる³。また一般的にケーススタディでは、存在する多くの事実から関連事実だけを抽出して構成されていることが多いが、現実の問題解決のためには、直面する倫理問題とみなされる問題を取り巻く多くの事実の中から、実際に倫理的な考察を行うために必要となる関連事実だけを識別し、必要としない事実を排除することが求められる⁴。

2. 概念上の争点 (conceptual issue)

適切な倫理的判断を下すためには、関連事実への注意深い対応ばかりでなく、使用する重要用語の意味や定義を出来る限り明確にすることも不可欠となる⁵。倫理的な不一致であると認識されていたことをよく検討すると、実際には単なる概念上の不一致、すなわち言葉の意味ないしその言葉を適用する範囲についての不一致、に過ぎない可能性もあるからである⁶。

こうした「概念上の争点」を解決するためにはどうすれば良いのか。最も一般的な方法は、使用する言葉の意味およびその適用範囲について何らかの合意を形成することである。そのためには語句の定義といったような概念を詳細に検討し、問題点の所在を明確にすることが求められる⁷。

例えば、「会計士がクライアントから個人的に贈り物をもらった」ということが倫理問題に該当するかどうかを判断する場合を例に挙げてみる。贈り物の程度によっては倫理的問題となりうることはあきらかであろう。これを「賄賂」という語句を用いて説明するならば、まず「賄賂」を受け取ることは非倫理的な行為であるという合意された判断基準が存在すること、および「賄賂」という言葉の意味や適用範囲について何らかの合意が

形成された場合、すなわちどのような「贈り物」が「賄賂」に相当するのかという合意された判断基準が存在してはじめて、「会計士がクライアントから個人的に贈り物をもらった」という行為が倫理的か否かが明確に判断することができる。つまり、クライアントからの「贈り物」が「賄賂」に当たらないとの合意が形成された場合、その行為は倫理的問題ではなくなるし、反対に「賄賂」に当たるとの合意が形成されたならば非倫理的行為と見なされることになるわけである。

3. 「線引き法」

ここまで「事実関係上の争点」を整理し「概念上の争点」について合意を形成することで、倫理問題と捉えられていた問題が解決される場合があり得ることを述べた。しかしながら「事実関係上の争点」と「概念上の争点」がある程度解消されても、なお倫理上の不一致が存在することがある。その場合に初めてそれが真に倫理的な問題であることが明らかとなる。

例えば、会社の電話を短時間私用で使った、という行為は一般的には非倫理的行為とみなされるであろうが、この程度のことを問題視すれば社会がスムーズに動いていかないとの判断から、暗黙の了解として許容される場合もあろう。また、その電話の内容が「妻が緊急入院した」ということについての病院への最初の確認の電話であったとしたら、許容される可能性はさらに高まるのではないだろうか。

このように、概念上、非倫理的もしくは悪い行為であると認識されていても、関連事実によっては、その行為が許容されうる場合もある。つまり、我々の日常生活においては、一見しただけでは倫理的か否かの判断を下しにくい問題が多数存在する。そしてそのような問題に対しては判断を下す必要に迫られた場合には、どこまでが許容可能で

どこからが許容不可なのかといった境界線を引くことが必要となる（このような問題を「線引き問題」と表現する）⁸⁾。このような「線引き問題」を解決するための有効な方法が「線引き法」⁹⁾である。

「線引き法」は、スコラ哲学における「決疑論」¹⁰⁾を応用した手法である。ものごとの考え方としては、「二値的な考え方」と「多値的な考え方」がある。「二値的な考え方」とは、ものごとをすべて善・悪、正・不正など対立する2つのものに割り切る考え方であるが、上述のように善でなければ悪、悪でなければ善と機械的に考えすぎると、ものごとを正確に判断できなくなる。これに対して「多値的な考え方」とは、ものごとを善・悪、正・不正などと一刀両断的に判断するのではなく、ものさし的に、例えば善・悪・ヨリ善・ヨリ悪という風に、その度合いを計っていく考え方である。「線引き法」はこの多値的な考え方を前提とする¹¹⁾。

「線引き法」はつぎの3段階を経て実践される。

- 1) 模範事例およびテスト事例の作成・配置。
- 2) 許容ラインの決定。
- 3) 疑問事例の配置の決定および受け入れ可能かどうかの判定。

1) 模範事例およびテスト事例の作成・配置

最初にスペクトル（複雑な事象を単純な成分に分解し、順序立てて並べたもの）と呼ばれる連続帯の一方の極に倫理的に明らかに正しい行動である「肯定的模範事例（positive paradigm cases）」

（C+とする）を、他極に倫理的に明らかに正しくない行動である「否定的模範事例（negative paradigm cases）」（C-とする）を配置する。

つぎに、考え得る仮定的なテスト事例（test case）（C 1～C 5とする）を選択肢として列挙し、両極の事例の間に適切な位置を考えながら配置していく。スペクトル上において、テスト事例の位置まで考慮に入れるのは事例の善悪の程度を見るためである。

2) 許容ラインの決定

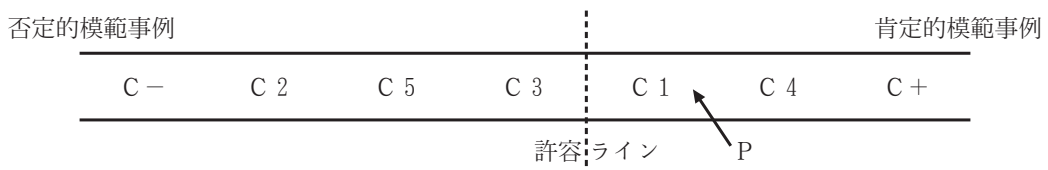
スペクトル上のどこかに合意の得られた許容される行為と合意の得ることができない許容されない行為を分ける境界線を引くことができる。

3) 疑問事例の配置の決定および受け入れ可能かどうかの判定

そして最後に、判断しようとする事例（これを「疑問事例（problematic cases）」、Pと呼ぶ）位置をテスト事例と比較しながら決定し、境界線のどちら側にあるかで倫理的か否かの判断を下す。例えば1) から3) の手順の結果が下記のようになったならば、疑問事例Pは許容ラインの右側にあるため、その事例は倫理に則ったものとみなされる。

ただし、「線引き法」によって、選択した行為や意思決定（すなわち疑問事例）が当てはまると思われるスペクトル上の位置が倫理的に受容可能なものであると決定したとしても、その結論が最善で最終の倫理的な選択肢であるとは限らない。なぜなら、疑問事例はいくらか肯定的模範事例か

図 1



（出典：杉本泰治、高城重厚『第2版大学講義技術者の倫理入門』丸善株式会社、2001年105頁をもとに作成。）

会計倫理への一考察

ら離れた位置にあり、肯定的模範事例とは重ならないことが多いからである。選択した行為や意思決定が倫理的に受容可能であることがわかった後でも、より肯定的事例に近い選択すなわちより倫理的な行為や意思決定が存在し得ることに注意しなければならない。また「線引き法」を有効に利用するためには、なるべく多くの関連事項を考慮に入れることが必要である。そして独り善がりの結論を避けるためにも「線引き法」は一人で勝手に行うのではなく、関連するすべての人々の間で討論し、合意の形成を図ることも重要である。その際には個人の意見に固執せず、他人の意見を受け入れて、たとえ自分の考えとは異なる結論に達した場合でも、その結論を自分の意見として受容することが求められる。

Ⅲ. 仮想事例を用いた意思決定プロセス

ここで、実際に仮想事例について、線引き法を実践していく。この仮想事例は、数年前に「オピニオンショッピングの疑いがあり」として問題になった周知の事例を参考に、クライアントではなく会計監査人の行動に焦点を当てて作成したものである。

1. 仮想事例

リック・ケミカル社

リック・ケミカル社（以下リック社）は、〇×証券取引所に上場している、中堅規模ながら開発力には定評のある製薬会社である。同社は、4年前から販売を始めた抗がん剤Aが好調な売上を示し、高い利益を計上してきた。しかし昨年度、他の製薬メーカーがAより優れた抗がん剤を発売したことから売上が激減した。リック社は、他に有力な製品を持っていなかったこともあり、1999年3月期末の決算において赤字に転落した。2000

年度の決算においても引き続き赤字となっており、その旨を決算短信で公表している。

2000年5月7日、リック社は監査契約を締結しているPAL監査法人とミーティングを行った。その席でPAL監査法人は、会計監査の厳格化を目指して、抗がん剤Aの今後の売上は期待できないこと、およびリック社の財務状態が良くないことを理由に、2000年3月期末の決算書において、これまで每期均等償却（償却期間8年）してきた抗がん剤Aの特許権の期末未償却残高を一括償却すべきであると主張した。

PAL監査法人内では、1999年9月の中間監査の時点で特許権の資産計上が疑問視されていたが、リック社に対してはその旨を伝えていなかった。

同日夜、リック社では臨時取締役会が召集され、PAL監査法人の指摘内容である特許権の全額一括償却について話し合いがもたれた。会議では全額一括償却に対して、税法に準拠した会計処理であること、および決算短信の数値より現状の赤字を拡大させるという懸念から反対意見が多数を占め、特許権は現状のまま資産計上するという結論に達した。

その後、リック社とPAL監査法人は、数回のミーティングを行ったが、特許権の資産計上の件については、両者の主張は平行線をたどった。

15日にPAL監査法人は、特許権の評価についての見解の不一致を理由に、リック社に対し監査人を辞任すると回答してきた。

16日、リック社は一時的会計監査人候補者として岡田公認会計士とコンタクトをとった。岡田公認会計士は、特許権を引き続き資産計上することは可能であろうとの見解を示し、2000年3月期決算の監査業務を引き受ける用意があると回答してきた。

17日になり、リック社は岡田公認会計士と今後の監査日程について話し合いを開始した。

ところが21日になって、岡田公認会計士から、抗がん剤Aの特許権を資産計上することはやはり適切な会計処理とはいえないため、全額一括償却するならば一時会計監査人契約を締結するとの連絡がリック社に入った。

リック社は、監査済財務諸表の公開期限も間近に迫っていることから新たな一時会計監査人候補者を選定することを断念し、特許権の資産計上をあきらめた。

そして、会計監査人の交代という事態を公表することを嫌いP A L監査法人に辞任を撤回するよう申し入れを行った。しかしながら、29日にP A L監査法人は辞任の撤回は出来ないと連絡してきた。

リック社は仕方なく、岡田公認会計士と一時会計監査人契約を締結し特許権を全額一括償却した財務諸表を作成した。P A L監査法人の協力はあったものの突然の監査人交代により監査スケジュールは大変厳しいものとなり、予定より大幅に遅れて財務諸表が公表されることとなった。

2. 線引き法の実践

「線引き法」は、多くの人の合意を得られるような事例を作成することから始められ、作成の順序は、1) 模範事例およびテスト事例の作成・配置、2) 許容ラインの決定、3) 疑問事例の配置の決定および受け入れ可能かどうかの判定、という三段階を経る。本章でもこの順序に沿って「線引き法」を実践していく。

仮想事例の「リック・ケミカル社」では、次のような肯定的模範事例と否定的模範事例、そして両極の間のテスト事例を作成した。

・模範事例

▶ 肯定的模範事例 C +

中間監査の時点から決算時に特許権を一括償却するよう要請し、そのことが決算短信に反映

されるようにする。

▶ 否定的模範事例 C -

特許権の一括償却の必要性に気づいているにもかかわらず、リック社に対し一切指摘を行わず、監査業務を遂行する。

・テスト事例

1. リック社の強硬な態度に折れ、リック社の主張通り今後も特許権を均等償却することを認める。
2. リック社の強硬な態度に折れ、リック社の主張通り今年度は特許権の均等償却を認めるが、次年度には一括償却するよう説得を続ける。
3. 特許権の一括償却を主張しつつ、リック社が従わない場合には限定付適正意見を表明することを告げる。
4. リック社が特許権の一括償却を受け入れないので辞任するが、リック社が特許権の一括償却を受け入れると態度を改めた場合、辞任を撤回する。
5. リック社が特許権の一括償却を受け入れると態度を改めても辞任を撤回せずに、岡田公認会計士への引継ぎに対しても非協力的な態度をとる。
6. 特許権の一括償却の必要性に気づかない。
7. 中間監査の時点から、特許権の一括償却を主張しつつ、リック社が従わない場合には辞任する。

・疑問事例

この仮想事例においては、P A L監査法人のリック社に対する一連の行為（Pとする）は倫理的な行動であるかという点を問題（疑問事例）とする。ただし前提として、リック社が特許権を一括償却することは適正な会計処理であるとする。

会計倫理への一考察

仮想事例並びに模範事例を作成したメンバーの間で討論を重ねた結果、C 1～C 7 を否定的模範事例（C－）と肯定的模範事例（C＋）との間に下記の図 2 のように並べるという最終結論に至った。ただし、これはもちろん絶対的な正解という性質のものではなく、あくまでも作成メンバーの間での最終的合意に過ぎない。最初の段階では、作成メンバーの間でも意見の相違が生じており、もし異なるメンバーによって討議した場合には提示した例以外の配置で合意に至っても何ら不思議ではないことを強調しておく。

図 2 のように合意に至った疑問事例の配置に関し補足説明を加えておく。

基本的に重視したのは当然のことながら、会計士は「利害関係者もしくは社会一般に対してその責任を受託している」、つまり「公認会計士は社会一般の人々に対して奉仕し、社会全体の利害関係者に資するべきである」という考え方である。この考え方を反映したものとして「経営者に対し、財務諸表における会計方針の選択による虚偽表示への適切な対応を求める」や「職業専門家として正当な注意義務を払う」ことが挙げられよう。

しかしながら、今回我々は、「リック社が利害関係者に対しタイムリー・ディスクロージャーを行う手助けとなるような配慮をしたほうが、利害関係者にとって好ましかったのではないか」という観点を最重視した。

否定的模範事例である C－寄りの方から考えると、C 1 と C 6 は好ましくなく、作成メンバーが提示した位置について異論は出ないと考えている。

もちろん C 1 と C 6 の悪さの度合いに差が生じるとの意見はそれぞれ出るかもしれない。C 2 は C 1 よりは適切な対応であることが明白であり C 1 よりは右に位置するであろう。そして、虚偽表示に対する断固たる対応を行ったという観点から、C 3、C 4、C 5、C 7 は C 2 より右に位置づけることにした。

C 5 と C 4、および、C 3 と C 7 については、タイムリー・ディスクロージャーを可能にするという観点から、C 5、C 4 は C 3、C 7 より左側、すなわち C 3、C 7 より好ましくないと判断を下した。

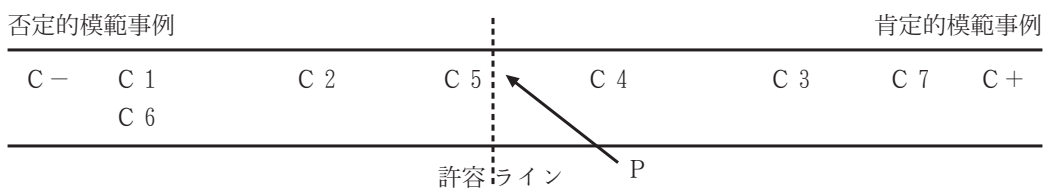
C 5 と C 4 では、C 5 ならば一時会計監査人が監査を行うのに手間がかかり、特許権償却に修正を加えた有価証券報告書の提出が C 4 より遅れるであろうとの観点から、C 4 のほうが C 5 より肯定的であろうと判断した。

また C 3 は、辞任しないことにより、辞任する場合より有価証券報告書を提出する時期が早くなる可能性があることから C 5 よりも肯定的、C 7 に関しては、決算短信に特許権一括償却が反映されていた可能性があるため、C 3 よりも肯定的であろうとの判断である。

許容ラインについてであるが、作成メンバーは C 5 と C 4 の間で、C 5 寄りの位置に許容ラインを引くことで意見の一致をみた。

最後に P A L 監査法人が採用した一連の行為 P は、作成メンバーは許容ラインと C 4 の間に配置した。つまり我々作成メンバーは、P A L 監査法人の行為 P は倫理に則った行為ではあるものの、

図 2



かなり倫理水準の低い倫理的判断並びに行為であり、今後はより肯定的模範事例に近い行動を取ることができるよう努力するべきであると考えている。

以上の結果については、繰り返すように、あくまでも作成メンバーの間の合意であり、多くのさまざまな背景や知識を持つ人々の間では異論が生じるであろう。

IV. おわりに

唯一絶対の選択肢がほとんど存在しない倫理問題では、人々の（よく考えた上での）見解が一致しなかったとしても、それは誰が正しく、誰が間違っているということではない¹²。会計に携わる者は、会計倫理の問題に関してもそのような不一致や多様性が存在することを認識したうえで、意思決定し行動を選択しなければならない。こうした会計倫理の問題における不一致を解消する手助けとなるのが、対話とそれに基づく合意の形成である。

本稿で提案した「線引き法」では、

1) 模範事例およびテスト事例の作成・配置、
2) 許容ラインの決定、
3) 疑問事例の配置の決定および受け入れ可能かどうかの判定、
という3段階においてそれぞれ合意の形成を図っている。当然のことながら、合意の形成を目的とする「線引き法」による仮想事例の分析では、必ず数名で討論をするということが求められており、様々な意見を出し合うことで、さらに倫理的に優れた思索を引き出すことが期待できる。

また、「線引き法」は、ある事例で決めたことは類似の事例において先例になるという一種の「コモン・ロー倫理 (common law ethics)」という性格を有している¹³。したがって、「線引き法」による仮想事例の分析を繰り返す行うことで、様々

な事例に対する倫理的な判断基準が構築され、ひいては、この事は会計に携わる者が日々の実務において直面する倫理問題に対する意思決定能力を高めうると期待できるのである。

もちろん「決疑論」に対する様々な批判が存在していることも事実である。ロジカルではないとか、正と不正とを定義するのにますます複雑で微妙な規則を生み出す傾向がある、といった批判である。当然ながら本稿で掲げた「線引き法」が万能であるとは考えておらず、批判については今後の研究課題として取り組み可能ならば更なる改良を加えていきたい。

-
- 1 企業会計審議会、「監査基準の改訂に関する意見書」、平成17年10月28日。
 - 2 予防倫理については、拙稿「会計倫理に関するケーススタディと線引き法」、『税経通信』税務経理協会、Vol.60、No.15、2005年、147-154頁参照のこと。
 - 3 藤本温編著『技術者倫理の世界』森北出版株式会社、2002年、129頁。
 - 4 Charles E. Harris, Jr., Michael S. Pritchard, Michael J. Rabins “Engineering Ethics: Concepts and Cases Second Edition” (社団法人日本技術士会訳編『第2版科学技術者の倫理 その考え方と事例』丸善株式会社、2002年、45頁。)
 - 5 Charles E. Harris 他、前掲書、2002年、50頁。
 - 6 藤本温、前掲書、130頁。
 - 7 藤本温、前掲書、130頁。
 - 8 嘘をつくというような行為は、たとえそれが人命を救うための嘘であっても、非倫理的な行動であるとする義務倫理学の考え方もある。
 - 9 「線引き法」については、以下の文献を参照のこと。杉本泰治、高城重厚、前掲書、104-106頁。Charles E. Harris 他、前掲書、2002年、68-71頁。藤本温、前掲書、131-142頁。藤本温「決疑論と技

会計倫理への一考察

術者倫理」、『技術倫理研究』名古屋工業大学技術倫理研究会編、創刊号、2004年、31～51頁。

- 10 倫理上の一般的規範と義務が衝突するような場合において適用される実践的判定法で中世スコラ哲学において重要視された方法。「決疑論とは、与えられた事例における行為の適正なモラル評価を、参考事例と比較して決める方法」のことをいう。Charles E. Harris, Jr., Michael S. Pritchard, Michael J. Rabins “Engineering Ethics: Concepts and Cases” 社団法人日本技術士会訳編『科学技術者の倫理 その考え方と事例』丸善株式会社、1998年、146頁。
- 11 思想の科学研究会編『新版哲学・論理用語辞典』三一書房、1995年、270頁参照。
- 12 加茂直樹編『社会哲学を学ぶ人のために』世界思想社、2001年、46－47頁参照。
- 13 Charles E. Harris、前掲書、丸善株式会社、2002年、71頁。

- * 1 四天王寺国際仏教大学
- * 2 京都産業大学
- * 3 四日市大学

共同執筆者の分担について

三人の共同執筆者の作業分担については、特に明確な分業・分担を行なったわけではなく、三人平等・対等に全体の作業を行なった。

